

広島県告示第千百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あしたば薬局	尾道市栗原町八三四番地一	令和六年一〇月二日
むかいなだ耳鼻咽喉科・アレルギー科	安芸郡府中町桃山一丁目四番一八号三階	令和六年一〇月一日
稲垣歯科医院	安芸郡海田町新町一九番地一〇	令和六年四月五日